

広報 あんななか

2014
(平成26年)

6/1
vol.99



茂木市長が初登庁

4月23日(水)に、茂木英子市長が初登庁し、多くの市民の皆さんや市職員から、盛大な拍手で迎えられました。職員から歓迎の花束を受け取った市長は、拍手と声援に、「一生懸命頑張りますので、よろしくお願いします」と笑顔で応えました。

主な内容

- P2 一緒につくりましょう！新しい安中 ほか
- P4-5 お世話になります 区長の皆さんを紹介します
- P6-7 安中市の財政



豊かな自然と歴史に包まれてひとが輝くやすらぎのまち

一緒につくっていきましょう！



新しい安中

安中市長 茂木 英子

市民の皆様、こんにちは。

このたびの市長選挙におきまして多くの市民の皆様のご支援をいただき、4月23日付けで市長に就任いたしました茂木英子です。群馬県初の女性市長として、その責任の重さをひしひしと感じると同時に身の引き締まる思いです。これからの4年間、より良いまちづくりのため、全力を尽くしてまいります。

今、日本は人口減少や少子高齢化時代を迎えています。本市も例外ではありません。厳しい財政運営のなか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、行政と市民が共に力を出し合い、「新しいまちづくり」を進めていくことが求められています。

市政の現状や予算の使い道、これからの市政運営についてなど、積極的に情報発信をしていきますので、ぜひ、これまで以上に関心を持っていただければと思います。

そして、市民皆様の思いや持てる力を発揮

していただけるような環境づくりを進めてまいりますので、ぜひ一緒にまちづくりをしていきましょう。

さて、皆様もすでにご承知のとおり、お隣の富岡市にある富岡製糸場を中心として「絹産業遺産群」がユネスコの世界遺産として登録される見込みとなりました。今後、観光客の大幅な増加が期待されます。

本市におきましても絹産業の発展に貢献した、碓氷峠鉄道施設であるがね橋や原市にある碓氷社、現在も操業を続ける碓氷製糸などがあります。これらの貴重な施設を富岡製糸場と連携させ、多くの皆様に安中市を訪れていただけるよう取り組んでいきたいと考えています。市民の皆様からもぜひ、いろいろなアイデアをお寄せいただきたいと思います。これからも市政をより身近に感じていただけるよう努力を重ねてまいりますのでどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

全国一斉「子どもの人権110番」強化週間について

法務省および全国人権擁護委員連合会では、6月23日(月)から29日(日)までの一週間を「子どもの人権110番」強化週間として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。対応は人権擁護委員と法務局職員があたり、秘密は固く守ります。

「子どもの人権110番」専用電話番号は

全国共通 **0120-007-110**

※IP電話からは接続できません。

受付時間 月曜日から金曜日までは、午前8時30分から午後7時まで
土曜日と日曜日は、午前10時から午後5時までです。

問合せ▶前橋地方務局人権擁護課 (☎027-221-4466)



『いきいき安中健康21』 からのお知らせ

安中市健康増進計画・安中市食育推進計画

「いきいき安中健康21(第2次)」を策定しました

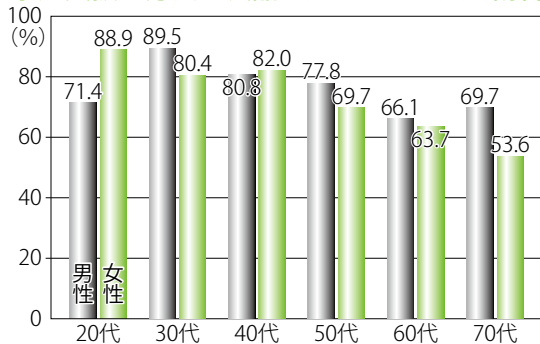
本市では、国の定める「健康日本21(第2次)」やこれまでの安中市健康増進計画「いきいき安中健康21(第1次)」の進捗状況などを踏まえ、「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「慢性閉塞性肺疾患(COPD)」「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」「栄養・食生活(食育推進)」「身体活動・運動」「休養」「飲酒」「喫煙」「歯・口腔の健康」の13分野から健康づくり運動のさらなる推進と健康寿命の延伸を図ることを目的に「安中市健康増進計画・安中市食育推進計画「いきいき安中健康21(第2次)」を策定しました。今後、計画における「課題と目標」を推進するための取り組みについての概要を抜粋し、順次掲載していきます。

「いきいきあなかけんこう21」で健康標語を作りました

喫煙

① ごきだそう 禁煙のための 第一歩

禁煙支援の方法や製品を知っている人の割合



資料：いきいき安中健康21アンケート結果より

- ・未成年者にたばこを吸わせない、受動喫煙をさせないようにしましょう。
- ・妊婦・授乳中の女性は、胎児や乳幼児への健康影響などについて正しく理解し、禁煙しましょう。

☆禁煙のコツ☆

- ・禁煙開始日を決める
- ・禁煙宣言をする
- ・喫煙行動を手帳などに記録する
- ・たばこが吸いたくなる場所や状況を避ける
- ・家族や友人、同僚などの協力が得られるようにしておく

5月31日～6月6日は禁煙週間です

歯・口腔の健康 21 につこり家族でいい歯を守ろう 目指せ8020

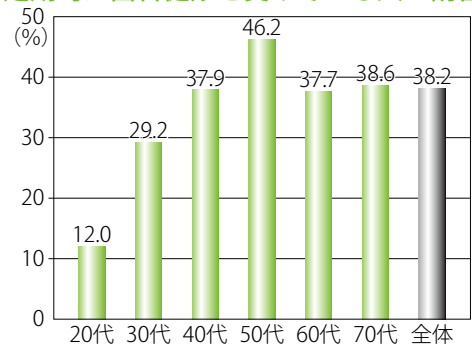
- ・正しい歯みがきの方法を身につけ、歯みがきが習慣になるよう心がけましょう。
- ・かかりつけ歯科医院をつくり、定期健診を受けましょう。
- ・生活習慣全般を見直し、歯や歯肉・粘膜に異常がないか口腔内を観察する習慣を身につけましょう。

☆噛むといいこと☆ 「卑弥呼の歯がいーぜ」

- 肥満予防
- 言葉をはっきり
- 歯の病気予防
- 胃腸快調
- 味覚の発達
- 脳の発達
- がん予防
- 全力投球



定期的に歯科健診を受けている人の割合



資料：いきいき安中健康21アンケート結果より

歯と口の健康週間 6月4日～10日 「歯と口は 健康・元気の 源だ」

次回は、7月1日号に『栄養・食生活(食育推進計画)』を予定しています。

問合せ ▶ 健康づくり課保健指導係 (☎内線 1173)

お世話になります

区長の皆さんを紹介します

(平成26年度)

市内には101の行政区がありますが、区長さんは、地元の自治会などの協力を得ながら、地域の皆さんと市の橋渡し役として、主に次の仕事をしていただいています。

○毎月3回(12月は2回)の全戸配布印刷物

(「広報あんなか」など)の配布や回覧

○住民センター新築・改修の補助申請に関すること

○土木事業(道路・水路等の整備工事の連絡調整など)に関すること

○環境衛生(環境整備、ごみの不法投棄の通報など)に関すること

○交通安全(カーブミラーやガードレール等の設置要望など)に関すること

○防犯(防犯灯の設置要望など)に関すること

○防災(防災事業の参加、災害発生時の協力や被害状況の報告など)に関すること

○社会福祉事業(赤い羽根、歳末助け合いなどの共同募金活動への協力など)に関すること

なお、各地区の区長の皆さんは次のページのとおりです。

(敬称略 5月1日現在)

各地区代表区長の皆さん



東横野地区
田島 勲 区長



磯部地区
上村 正一 区長



原市地区
宮田 勝次 区長



安中地区
市川 益也 区長



松井田地区
小坂 上司 区長



後閑地区
上原 穂積 区長



秋間地区
若松 伊勢男 区長



板鼻地区
富澤 敬文 区長



岩野谷地区
依田 豊一 区長



細野地区
萩原 豊彦 区長



九十九地区
小林 勇 区長



西横野地区
清水 正 区長



坂本地区
山田 政勝 区長



臼井地区
中島 正司 区長

安中地区	1区	大久保 利行
	2区	市川 益也
	2-2区	旭 重男
	3区	新井 栄
	4区	筑井 秀夫
	5区	田島 恒雄
	6区	秋山 宏彦
	7区	大溝 泰樹
	8区	須藤 隆
	9区	上原 米一
	10区	堀越 敏男
	11区	浅見 誠治
12区	赤見 義昭	
原市地区	1区	須藤 四郎
	2区	今井 茂
	3甲区	村椿 健
	3乙区	石野 正孝
	4区	宮田 勝次
	5区	田中 一步
	6区	田村 晃
	7区	須賀 喬
	8区	須藤 俊典
9区	小森谷 順一	
磯部地区	1区	悴田 昇
	2区	上村 正一
	3区	往住 洋一
	4区	萩原 久雄
	5区	須藤 實
東横野地区	1区	半田 晴美
	2区	須藤 公
	3区	岡本 正規
	4区	山村 均
	5区	上原 勉
	6区	田島 勳

太字：地区代表区長

岩野谷地区	1区	内田 純夫
	2区	高橋 一夫
	3区	依田 豊一
	4区	前川 澄夫
	5区	白石 則夫
	6区	白石 富則
	7区	白石 弘
板鼻地区	1区	富澤 敬文
	2区	酒井 五十八
	3区	佐藤 英男
	4区	竹林 恒男
	5区	中島 良農夫
秋間地区	1区	悴田 久雄
	2区	小島 貞夫
	みのりが丘区	峯村 幸一
	3区	小林 進
	4区	中島 秀夫
後閑地区	5区	若松 伊勢男
	1区	鬼形 栄信
	2区	須藤 一孝
	3区	上原 穂積
	4区	相川 輝雄
松井田地区	5区	小林 葵
	上本町区	和田 元男
	本町区	寺島 伸二
	新堀中宿区	堀澤 久司
	新町区	鷲尾 秋治
	森崎区	山田 精一
	源ヶ原区	武井 一也
	上町区	中島 弘徳
	仲町区	保々 喜久治
	下町区	小坂 上司
	新田琵琶ノ窪区	今井 一彦
	北横町区	須藤 英治
	南横町区	悴田 茂
紺屋町区	平山 武司	

白井地区	横川西区	澤本 幹男
	横川東区	武井 彰
	五料西区	中島 一壽
	五料中区	大野 恵司
	五料東区	中島 正司
坂本地区	坂本1区	蓬澤 廣二
	坂本2区	中村 寛行
	原区	山田 政勝
	入牧1区	半田 昇
西横野地区	入牧2区	佐藤 芳明
	上人見区	小此木 秀夫
	法正寺区	柴崎 義光
	塚原区	佐藤 守
	大王寺区	青木 末利
	高野谷戸区	松本 喜代一
	二軒在家区	清水 正
	烏留北区	上原 哲夫
	烏留南区	原田 正秀
	別所区	清水 茂
九十九地区	八城東区	吉沢 智弘
	八城西区	鈴木 改
	行田区	神林 彰
	下増田区	小板橋 敏明
	高梨子区	藤巻 利雄
	国衛百石区	小林 勇
	小日向区	茂木 弘道
	土塩西区	坂本 光輝
細野地区	土塩東区	丸山 信行
	新井区	吉田 元夫
	上増田東区	萩原 豊彦
	上増田西区	湯本 常雄

問合せ▶
 困法課行政係
 (☎内線1041)

の財政

予算執行状況

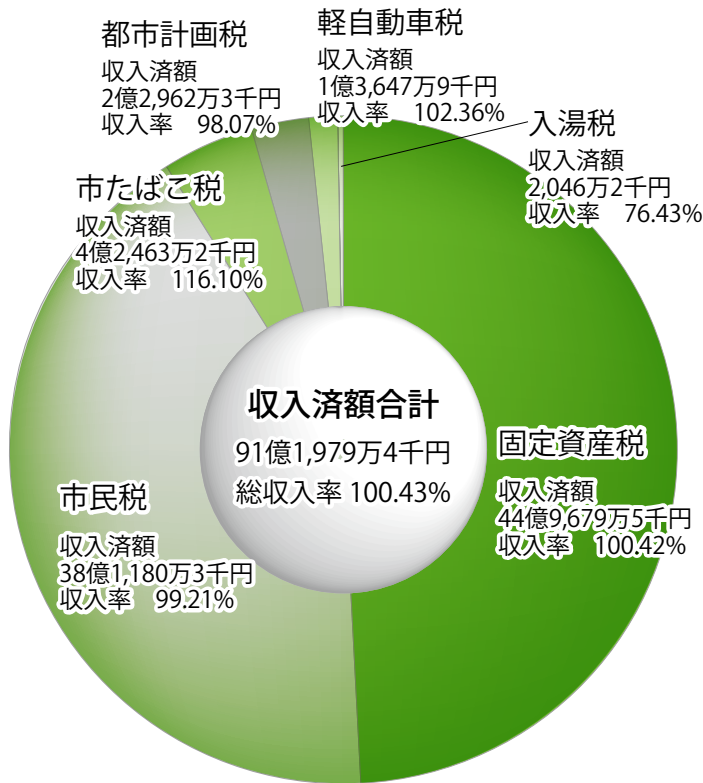
安中市財政事情の公表

平成25年10月1日から平成26年3月31日
までの間の本市の財政事情を公表します。

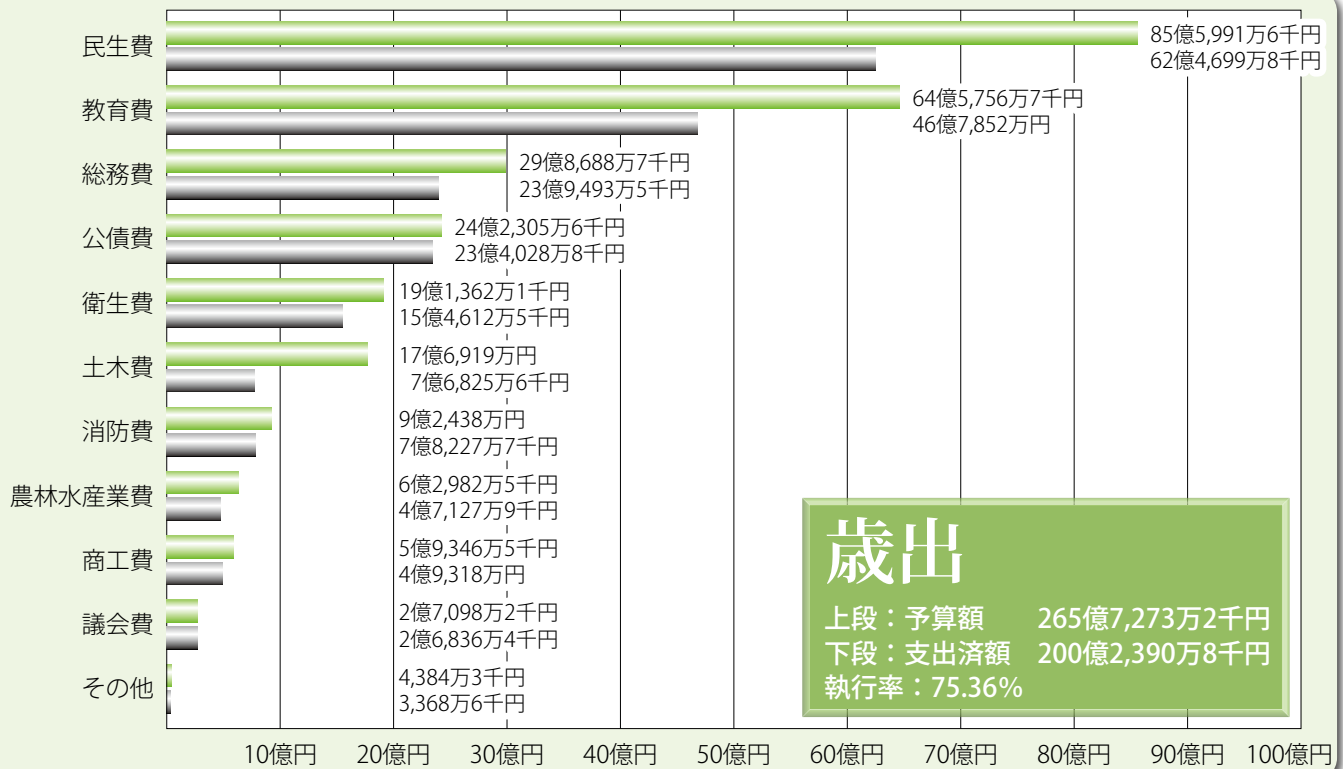
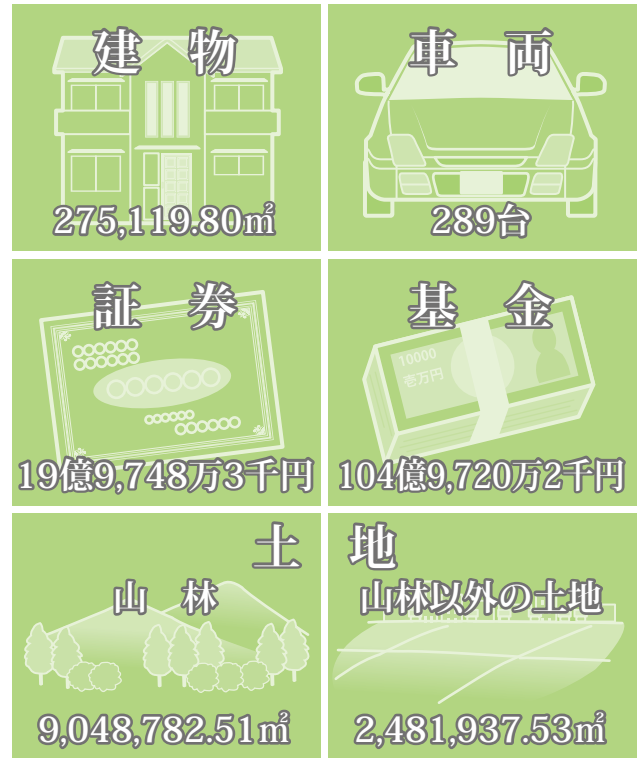
平成26年5月1日

安中市長 茂木 英子

市税の収入状況



市有財産の状況



安中市

平成25年度下半期

特別会計

国民健康保険

予算額 74億314万1千円
 収入率 97.68%
 執行率 90.61%

後期高齢者医療

予算額 6億7,078万9千円
 収入率 103.49%
 執行率 90.99%

介護保険

予算額 56億1,770万4千円
 収入率 86.13%
 執行率 84.02%

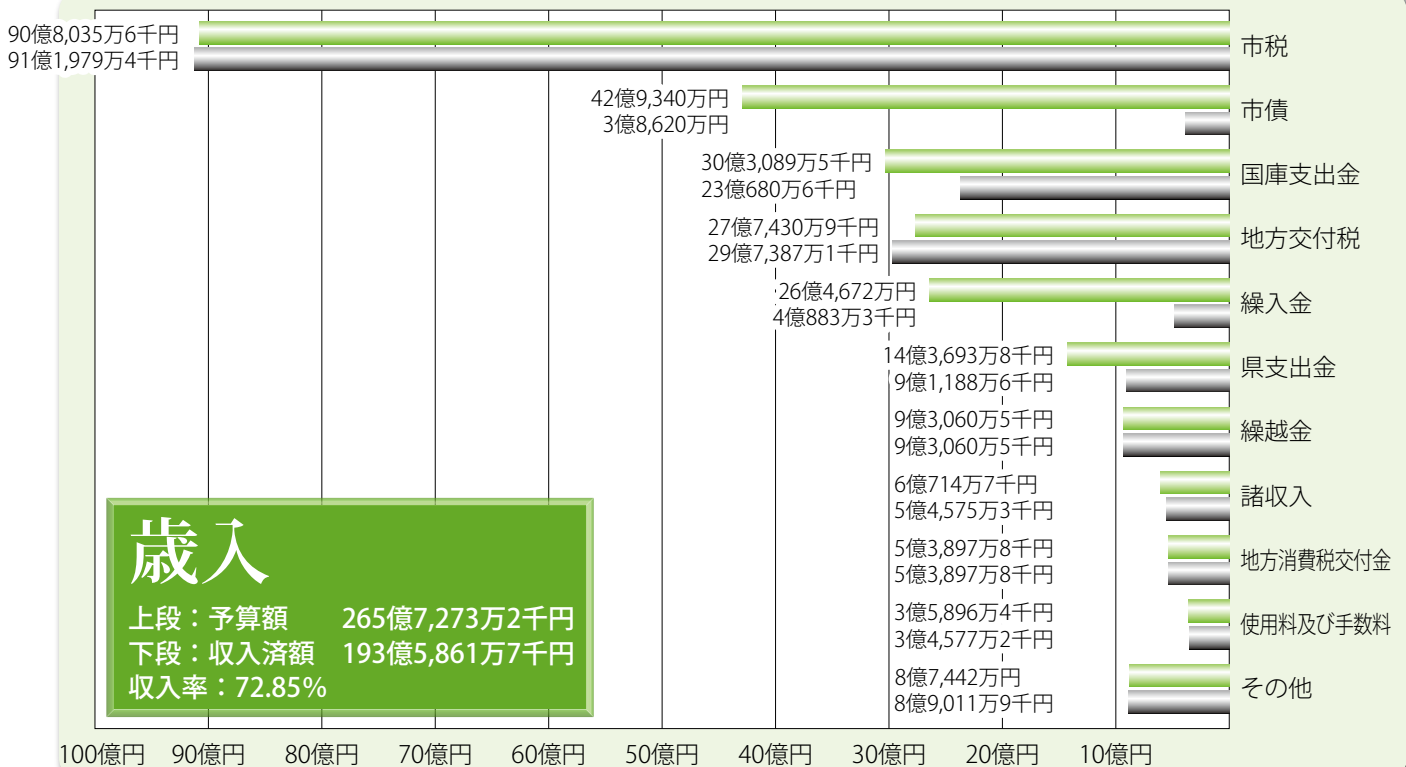
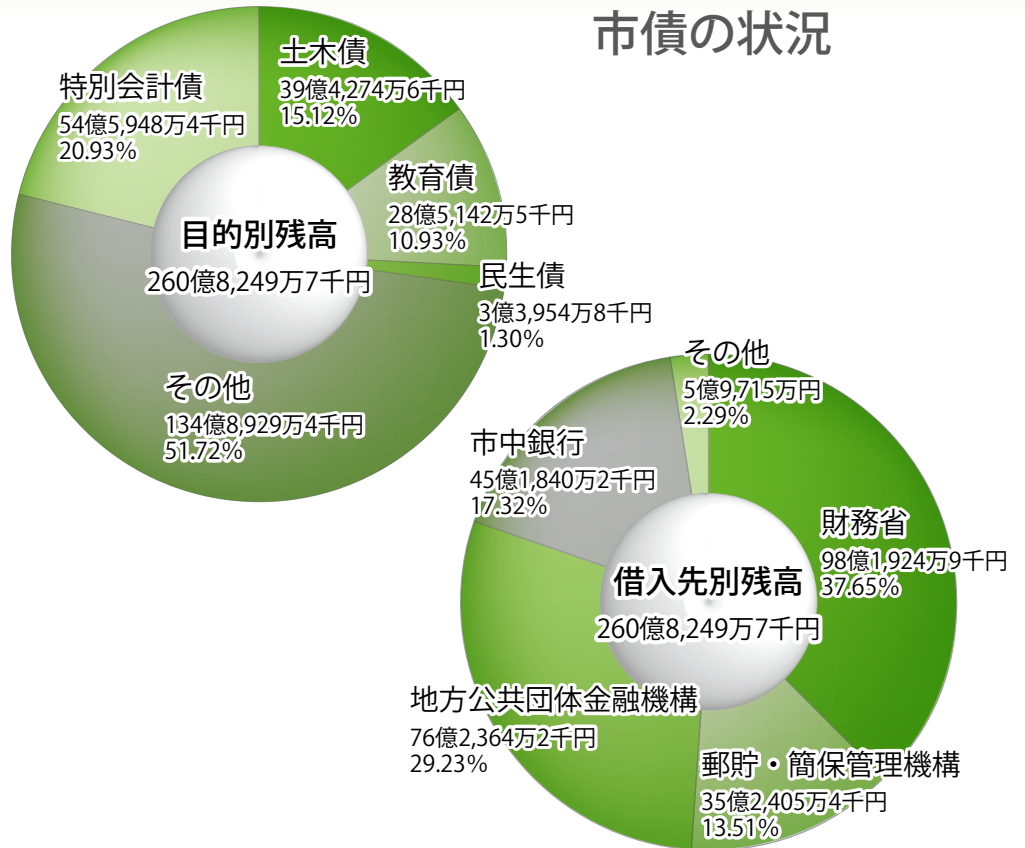
下水道事業

予算額 11億4,079万2千円
 収入率 87.91%
 執行率 82.73%

恵みの湯事業

予算額 1億9,643万3千円
 収入率 88.58%
 執行率 84.55%

市債の状況



※収入済額が支出済額より不足する分は、財政調整基金からの繰替運用金で対応しています。

個別健診が始まりました

国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査

平成26年度の国民健康保険特定健康診査・後期高齢者健康診査は市内の下記医療機関で受診することができます。個別健診とは、集団健診と同じ内容の検査を、市内の医療機関で実施することをいいます。医療機関や市から日時を指定することはありませんので、下記により、希望する医療機関で受診してください。

※集団健診は、8月22日から始まります。

期間▶6月1日から11月30日まで（休診日については各医療機関にお問い合わせください）

料金▶無料

健診機関▶下記の医療機関（※印の医療機関は予約が必要です）

医療機関名

アミヤ医院 385-1511	公立碓氷病院※ 385-8221	半田内科医院 385-6031
有坂内科医院※ 381-0485	櫻井内科医院※ 385-8551	藤巻医院 393-1324
いのうえ整形外科内科クリニック 380-1717	さるや内科医院※ 384-3681	堀口医院※ 381-0229
いわい中央クリニック※ 381-2201	正田病院※ 382-1123	本多病院 382-1255
上杉医院※ 381-0448	城田医院※ 385-7858	松井田病院 393-1301
大貫クリニック※ 380-1181	須藤病院※ 382-3131	みやぐち医院※ 384-1126
おにかた医院※ 385-1351	田口医院 393-1731	茂木内科医院※ 382-2510
くろさわ医院 393-5311	武井内科循環器科 393-1005	

50音順

注意事項

- ◆受診票・受診券と保険証を必ず持参してください。
- ◆受診票・受診券裏面の質問票は必ず記入してください。
- ◆受診票・受診券は、個別健診・集団健診共通です。
- ◆午前中のみを受診となります。
- ◆朝食を食べずに受診してください（薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。また、受診票・受診券裏面の質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください）。
- ◆肝炎ウイルス検診を同時に実施します（対象者は肝炎ウイルス検診を受けたことがない人）。
- ◆個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。重複して受診した場合はあとから受けた健診費用は全額自己負担になります。
- ◆安中市国民健康保険の資格を喪失した場合、または後期高齢者医療加入者で市外に転出した場合は、市から送付した受診票・受診券では受診できません。すみやかに受診票・受診券を市へお返しください。資格喪失後に受診した場合は全額自己負担になります。
- ◆市の人間ドックを受診する人は、健診項目が重複するため受診できません。

その他

- ◆4月以降に安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入した人で健康診査の受診を希望する場合は下記までお問い合わせください。
- ◆事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年金課へお知らせください。
- ◆安中市国民健康保険・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

問合せ▶困国保年金課国保係（☎内線1113）

水道水源開発施設整備 国庫補助事業再評価について

市では、住宅、工業団地開発などに伴う水道水の安定給水の向上および災害時でも安全性を確保するため、平成18年3月の市町合併に伴い厚生労働省から安中市創設事業の認可を受け現在事業を進めています。

この創設事業は、県営増田川ダム建設事業に参画することにより新規利用水量を取得し、水道施設の整備・拡充を行うもの

で、前回の再評価から5年が経過したことから、平成25年度に現計画の再評価を実施しました。

また、増田川ダム建設事業は、政策転換により群馬県がダム検証中で、検証は遅延状況にありました。

事業再評価については、現事業計画策定後の社会経済情勢の変化などを踏まえ、水需要の動向や水源・水質の変化、今後の水需要予測とこれに対応する水源計画について、学識経験者等第三者にご意見をいただいた結果、水源が安定的に確保されるダムに参画し水源を求めたいものの、利水参画者としてダム検証の代替案を見極める必要と国庫補助事業の規定から、市ではダム検証の見通しがつくまでの間は国庫補助事業を休止すると判断しました。

しかし、今後のまちづくりと将来にわたる安全で安心な水道水の安定供給には、水源開発は必要であります。引き続き推進して参りますので、皆様のご理解、ご協力をお願いします。

なお、評価内容についてはホームページにて公表しています。

清らかなで豊かな水を

保全するため合併槽の設置を

単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換して設置する場合に補助金を増額し交付します

市では、公共用水域の水質の保全を推進していくため、個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿くみ取り槽を撤去または再利用して、合併処理浄化槽を設置する（転換設置）市民の皆さん、新築住宅への設置（新規設置）の皆さんへの設置補助金を交付します。

また、平成23年度から群馬県浄化槽工コ補助金事業（県工コ補助金）が創設され、転換設置の場合に10万円上乘せ補助を実施しております。補助金額は下表のとおりです。

※単独処理浄化槽などを撤去できない場合などはご相談ください。

人槽区分	限度額	
	転換設置＋ 県工コ補助金	新規設置
5人槽	30万円＋10万円	15万円
6～7人槽	36万円＋10万円	18万円
8～10人槽	45万円＋10万円	24万円

補助対象条件

- 主に居住を目的とした住宅（専用住宅）で、小規模店舗などを併用した住宅は居住面積が2分の1以上（10人槽以下）。
- 浄化槽を設置した住宅を継続的に使用すること。
- 申請した年度の3月末日までに実績報告書の提出が見込めること。

○公共下水道供用開始区域・認可区域および秋間みのりが丘地区の人を除きます。

申請・問合せ▼☑環境推進課環境衛生係（☎内線1882）

☑地域振興課管理係（☎内線2114）

問合せ▶☑上水道工務課工事係（☎内線3121）

介護保険 からの おしらせ

社会福祉法人などによる 利用者負担額軽減制度について

市では市民税世帯非課税で、次の①から⑤すべての条件を満たす人のうち、収入や世帯の状況、利用者負担などを総合的に考慮し、生計が困難と市が認めた人について利用者負担額の軽減を行います。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額）以下
- ② 預貯金などが単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額）以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない
- ④ 負担能力のある親族などに扶養されていない
- ⑤ 介護保険料を滞納していない

この軽減の対象サービスは、社会福祉法人（利用者負担の軽減を実施している法人）が行っている次のサービスです。

- 1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 2 通所介護（デイサービス）
- 3 短期入所生活介護（福祉施設のショートステイ）
- 4 訪問介護（ホームヘルプサービス）

介護費（介護サービス費の1割負担分）、食費、居住費について利用者負担分の4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）が軽減されます。

申請をする人は、市役所困介護高齢課介護保険係または
☒保健福祉課健康介護係までお問い合わせください。

申請期間▼随時

介護保険料納付のお願い

65歳以上の人（第1号被保険者）で受給している年金が年額18万円以上の人は、原則として介護保険料は年金から天引きになります。対象となる年金は老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

しかし、次のいずれかに該当する人などは、市から送られてくる納付通知書で各自、介護保険料を納めていただくこととなります。

受給している年金が年額18万円以上であっても、 納付書で納めていただく人

- 年度途中で65歳になった人（概ね6カ月から1年後に年金天引きになります）
- 年度途中で他の市区町村から転入された人（概ね6カ月から1年後に年金天引きになります）
- 年度途中で年金の受給が始まった人
- 年度途中で保険料が減額になった人（年金天引きが一時中止されます）
- 年金の一時差し止めや支給停止になった人
- 年度途中で保険料が増額になった人（増額された分を納付書で納めていただきます）

平成26年度分の介護保険料普通徴収納付通知書の発送は7月中旬以降を予定しております。市から送られてくる納付通知書を持参のうえ、納期限内に納付通知書に記載されている市の指定金融機関などで納めてください。

通常納期は、7月から翌年2月までの年8回で各月末（金融機関が休日の場合は翌営業日）が納期限となります。

また、口座振替もご利用いただけます。申し込みには納付通知書、預（貯）金通帳、通帳届出印の3点を持参のうえ、市の指定金融機関で手続きをしてください。

（口座振替の開始は、申し込みされた月の翌月以降となります。各納期限の日に引き落としとなりますので、残高にご注意ください。）

問合せ▶☒介護高齢課介護保険係（☎内線1187）・☒保健福祉課健康介護係（☎内線2151）

農業委員会からのお知らせ

農繁期に農作業や機械請負をお願いする場合の標準額を定めました。

種 別	標準額		摘 要	
	単 位	賃金(円)		
田 植 作 業	耕 起	10アール	7,500	機械請負
	代 か き	10アール	6,500	〃
	機 械 植	10アール	7,500	植付のみ
	育 苗 代	1箱	450	芽出し
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
水 稻 作 業	バインダー	10アール	8,000	機械請負(結束縄請負者もち)
	自脱コンバイン	10アール	18,000	〃
	自走式脱穀機	10アール	8,500	〃
	もみすり代	60キログラム	800	
	乾 燥 代	60キログラム	800	
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
麦 作 業	耕 起	10アール	7,000	機械請負
	麦まき作業	10アール	7,000	
	自脱コンバイン	10アール	18,000	機械請負(結束縄請負者もち)
	自走式脱穀機	10アール	8,500	〃
	乾 燥 代	60キログラム	800	
	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
耕 う ん 作 業	プ ラ ウ	10アール	8,000	機械請負
	ロータリー	10アール	7,500	〃
	サブソイラー	10アール	8,000	〃
	抜 根	10アール	30,000	〃
	オペレーター	1時間	1,500	危険手当含む
養 蚕	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
梅	入 手 間	1日(8時間)	7,500	
こんにゃく	入 手 間	1日(8時間)	7,500	

※10アールに満たない場合は10パーセント加算してください。
 ※この賃金は目安ですので、ほ場の条件や作業の難易などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

農地賃借料情報

農地法の改正により標準小作料制度が廃止されました。今後は農地賃借料を決定する場合の水準として、農地賃借料情報を提供します。
 この賃借料表は目安です。で、対象農地の条件などを考慮して、お互いの話し合いで決めてください。

●安中市内農地10アールあたりの賃借料水準(年額)

区分	基盤整備状況	平均額(円)
田 (水稻)	整備済	7,700
	未整備	4,900
畑 (普通畑)	整備済	12,500
	未整備	9,000
畑 (こんにゃく)	整備済	17,300
	未整備	14,500

農地転用・売買・賃借には、農地法の許可が必要です

●農地転用とは？
 農地転用とは、農地を農地でなくすこと、すなわち住宅

用地や店舗用地、資材置場、駐車場、山林などの用地に転換することをいいます。

●一時的な農地転用とは？

農地を一時的な資材置場、土採取場などとして利用する場合や、田・畑を埋め立てて農地造成する場合も転用になり、許可が必要となります。また、事業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。

●許可を受けないで無断転用したら？

農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。また、3年以下の懲役や300万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

●農地を売買・貸付する場合は？

耕作目的で農地を売買・貸付する場合には、農地法第3条の許可、または農業経営基盤強化促進法18条による利用権設定が必要です。

申請期間▼毎月6日～10日

(休日の場合は翌開庁日)

申請・問合せ▼

農業委員会事務局

(☎内線1452・1453)

もしあなたが市税を滞納してしまおうと

税は私たちが安心して健康な暮らしをするために、重要な役割を担っています。福祉や教育、道路整備など、さまざまな事業を進めるうえで、非常に大切な財源です。

市税を滞納することは、納期限内に納税している大多数の市民との公平性を欠くこととなります。また、市の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすこととなります。このため、市では大多数の納期限内納税者の代弁者として、「滞納は許さない」を合言葉に、毅然とした態度で、滞納処分（財産差押）に取り組んでいます。

納付・相談に応じない人には滞納処分により強制的に徴収します

支払能力があるにも関わらず、遊興費・借金や住宅ローンの返済などを優先し、納税だけできない人などが滞納処分（財産差押）の対象となります。

大多数の納期限内納税者の代弁者として、今まで以上に滞納者に対する「財産調査」を徹底して行っています。

◎主な滞納処分（財産差押）の取り組み

○住宅ローン返済優先者に対しては不動産を差押し、公売します。

○給与所得者に対しては、勤務先に給与照会を行ったうえで、給与差押をします。

○法人および自営業者に対しては、売掛金などを差押します。

○生命保険加入者については、納税の担保として差押します。

○所得税などの国税還付金については、すべて差押します。

●滞納処分の差押件数・換価状況

(平成24・25年度)

区分	24年度	25年度
預貯金	759	922
給与・年金	58	29
生命保険	57	38
国税還付金	138	78
売掛金・賃料ほか	10	5
不動産	88	48
計	1110	1120
換価による税収	64,026,103円	40,121,284円

滞納処分に関するよくあるQ & A

Q1 事前に連絡もなく、預金を差押されました。いつ差押するか連絡はもらえないのですか？

A1 「いつ差押を執行します」と連絡することはありません。税金は納期限内に納付いただくのが原則で

す。納期限を過ぎても納付がない人には督促状を発送します。「督促状発送日から10日を経過したときは差押しなければならぬ」と法律に明記されています。また督促状以外にも、催告書などにより再三納税の催告をしております。市役所からの通知は必ず確認してください。

Q2 勤務先に給与照会があり、勤務先に滞納があることが知られてしまいました。プライバシーの侵害ではないですか？

A2 税金を滞納している人に対しては、市は法律に基づいて、すべての財産について調査する権限を持っています。調査を受けた勤務先・金融機関などはその調査に協力しなければなりません。また、個人情報保護法に抵触することはありません。

Q3 分割納付しているのに、事前に連絡もなく差押をされました。なぜですか？

A3 分割納付は、やむを得ない事情により納期限内に納付が難しい人への一時的な措置です。財産調査の結果、納税する資力が十分あると判断した場合、給与、預貯金、生命保険などの差押を執行しています。また、納税の担保として不動産を差押することも強化しています。

Q4 住宅ローンがあつて納税できません。どうしたらよいでしょうか？

A4 納税は国民の義務であり、税金はすべての債務に優先すると法律に定められています。住宅ローンがあ

るため納税できないというのは理由になりません。

Q5 納期限日を過ぎて納付したため、延滞金納付書が届きました。納付しなければなりませんか？

A5 税金は納期限内納付が原則であり、納期限内に納付している人との公平性を保つため、延滞金を納付していたこととなります。なお、延滞金を納付しただけの場合も、滞納処分（財産差押）の対象となります。

納税が困難な人は、一人で悩まず放置せず、早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などにより市税の納期ごとの納付が困難な場合は、一人で悩まず、放置せずに、早めにご相談ください。

一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

●夜間納税相談窓口

市役所開庁時間に納税相談ができない人のために、左表納期限日に夜間窓口を開設しています。

開設日	時間	場所
6月30日(月)、7月31日(木)	午後8時まで	困取納課
9月1日(月)、30日(火)		

問合せ ▶ 困取納課収納整理係 (☎内線1084)



男女共同参画推進委員会

平成25年度男女共同参画に関する作文 入選作品

第39回

中学生の部 入賞
分かり合える社会に

第一中学校3年 稲葉 瑠海

今まで、小中学校で過ごした生活の中では、「女のくせに」などの差別をする言葉を、言われたことがあります。でも、私の身近な所では、いろいろ考えさせられることがあります。

まず、一番身近な所ですが、私の家族は、祖父、祖母、父、母、私の5人くらいです。でも、二世帯住宅なので食事など普段の生活は、3人で過ごしています。父は仕事を、母は専業主婦をしています。父の仕事が休みの時は、母のお手伝いをしたり、出来ることをやって、お互いに助け合っています。しかし、祖父の場合は、父と違い女性は家事をするものだと思っています。昔ながらの風潮が、頭の中にあるようです。祖父は、食事の時など、イスに座ると立つことをしません。祖父が飲むお酒でも「コップ」、テレビを見る時も「リモコン」と叫ぶだけです。祖父も祖母も働いていて同じ条件です。祖母の方が家事を全てやっています。文句も言わずに、毎日やっている姿を見て、お互いに助け合って、自分が出れることをやるべきだと思いました。

二つ目は、親戚のお姉さんが仕事を休んだ時です。現代は、男女共にお互いを尊重して生きている時代だと思っていますが、お姉さんが子供を産んだ後、育休をとりま

した。女性が育休をとり、男性は育休がとりにくい現状だと思います。これも、祖父と同じで風潮ではないのですが、社会全体が女性が育休をとるというイメージがあるようです。男性でも女性でも偏見を持たない社会作りが必要だと思います。

最後に、祖母の職業です。祖母は、看護師をしています。祖母は、看護師と同じ年齢のころ、看護師の職業は女性であると思っていたようです。私が思う看護師は男女共に働いているイメージです。祖母から、職場の話聞くことがあるので、私の中では男性も女性も同じ立場で仕事をしていると思っています。最近では、父も母も私と同じイメージに変わったようです。少し時が立つだけで、思い込んでいたものが変化する社会だと思いました。

このように、身近な所でもたくさんのことを感じ、考えることがありました。社会の中には、いろいろな問題があると思います。

男女差別がなくなるために、自分が出れることは思いやりを持ち、助け合い、協力することが必要だと思います。そして、自分の意見や思い込みなどで判断してはいけないと思います。相手の意見を聞くことも大切だと感じました。これからは、分り合える社会作りをしていきたいと思

問合せ▼
企画課女性政策係（☎内線1021）

架空請求メールにご用心

消費生活センターからのお知らせ

「総合情報サイト利用料」「モバイルコンテンツ利用料」「有料サイト利用料」などのデジタルコンテンツの架空請求の相談が寄せられています。

具体的な金額を明記するのではなく「裁判」「訴訟」「法的措置」などの言葉を使い「退会処理希望の方は本日中に大至急連絡ください」などと不安感をあおり、業者と連絡を取らせようとしています。

携帯電話に、身に覚えのない「コンテンツ料の未納に伴う最終通告」というメールが届いた。「お客様の携帯端末から以前に登録したモバイル情報コンテンツの管理会社から身辺調査依頼を受けた。無料期間中に退会処理が取られていないため、このまま放置すると法的措置を行い身辺調査に入る」などの文言や「身辺調査の開始・法的処理への移行の前により良い解決に向かうため、詳細の確認、和解、相談などをご希望の場合は翌営業日正午までに問い合わせください」と電話番号が記載されている。どうしたらいいか。

【ひとことアドバイス】

☆「退会処理希望の方は本日中に大至急連絡ください」などと書かれていても、連絡すれば、こちらの電話番号を知られてしまいます。突然の通知に慌てて、つい連絡してしまいがちですが、連絡は絶対にしないうようにしましょう。

☆身に覚えがなければ、料金の請求を受けても無視してください。「これ以上関わりたくないから」と請求に応じてしまうことでターゲットにされ、更なる請求につながる場合もありますので、支払いはしないようにしましょう。

【まず相談しましょう】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。



相談日時▼月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時
問合せ▼安中市消費生活センター（☎382-12228）

催し物 ガイド

(5月13日現在の情報です。
詳細はお問い合わせください。)

松井田文化会館

安中市文化センター

今月のピックアップ

今月のピックアップ

初夏の映画鑑賞会 かぐや姫の物語



スタジオジブリが描く“真実”のかぐや姫。日本最古の物語文学「竹取物語」に隠された人間・かぐや姫の真実。数ある星の中から姫はなぜ地球に来たのでしょうか。なぜ姫は月へ去らねばならなかったのでしょうか。「姫の犯した罪と罰」とは何だったのでしょうか。美しい映像の「かぐや姫」をぜひご覧ください。

日時▶ 6月22日(日)
一部：午前11時～(午前10時45分開場)
二部：午後2時～(午後1時45分開場)

場所▶ 松井田文化会館 大ホール

チケット▶ 全席自由

	大人	3歳以上高校生以下
前売	800円	600円
当日	1,000円	800円

※3歳未満のお子様のお入りはご遠慮ください。
※松井田文化会館、安中市文化センターの各窓口にて、チケット好評発売中。
※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

6月1日から7月15日までのスケジュール

大ホール	介護予防一般公開講座 7月5日(土) 13:30～15:30 入場:無料 問合せ:☎介護高齢課(☎内線1188)
	第36回少年の主張安中市大会 7月9日(水) 14:00～ 問合せ:☎生涯学習課(☎393-7077)
	クリス・ハート Tour 2014 ～Song for You～ 7月13日(日) 18:00開演(17:00開場) 主催:松井田文化会館 入場:全席指定 前売券6,000円(当日券は500円増) (3歳以上有料、2歳以下入場不可)
小ホール	雑貨・衣料品展示販売 6月6日(金)～8日(日) 10:00～20:00 (8日は17:00まで) 入場:無料 問合せ:(株)グットヒル(☎090-6296-4218)
	無料保険相談会 6月21日(土)～22日(日) 10:00～17:00 入場:無料 問合せ:(株)LIV.DESIGN(☎0120-850-077)
ギャラリー	第39回松美展 7月3日(木)～6日(日) 9:00～17:00 (6日は15:30まで) 入場:無料 問合せ:松井田美術クラブ(☎393-3594(飯沼))

問合せ 松井田文化会館 ☎393-4400
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP20をご確認ください

おもしろ科学教室 「強力空気砲を作ろう」



※画像はイメージで実際作るものとは異なります。

アニメのドラえもんの中で「空気砲」という道具が出てきます。空気の「かたまり」を作って打ち出す道具です。

今回作る空気砲も空気の「かたまり」を作って打ち出す道具です。ドラえもんには、かないませんが、強力に空気の「かたまり」を打ち出すことができます。

日時▶ 6月21日(土) 午前9時30分～正午

場所▶ 文化センター3階 大会議室

定員▶ 先着30人

申込み▶ 6月6日(金) 午前9時から受付開始

対象▶ 小・中学生(小学3年生以下は保護者同伴)

問合せ▶ 文化センター(☎381-0586)

6月1日から7月15日までのスケジュール

ホール	安中市市民フォーラム ～知って得する認知症の知識～ 6月14日(土) 14:00～16:00 入場:無料 問合せ:安中市医師会(☎381-0404)
	安中市防災講演会 6月15日(日) 13:30～15:30 入場:無料 問合せ:☎安全安心課(☎内線1131)
	安全運転管理者法定講習会 6月18日(水) 12:00～18:00 入場:無料 問合せ:安中交通安全協会(☎382-0211)
学習室など	初心者パソコン講座 6月1日～22日 9:00～16:00 会場:2Fパソコン室 入場:要申込
	おもしろ科学教室「強力空気砲を作ろう」 6月21日(土) 9:30～12:00 会場:3F大会議室 入場:要申込
	図書読み聞かせ 6月28日(土) 14:00～15:00 会場:図書館幼児コーナー 入場:無料 問合せ:安中市図書館(☎381-0529)
	市民パソコン教室 6月12、14、26、28日(木、土) 7月3、10、12日(木、土) 13:30～15:30 会場:2Fパソコン室 入場:無料
	写真取り込み講座 7月5(土)、6日(日) 9:00～16:00 会場:2階パソコン室 入場:要申込

問合せ 安中市文化センター ☎381-0586
午前8時30分～午後5時15分の間
休館日はP20をご確認ください



生涯学習だより

出前講座のご案内

市では、市民の皆さんの要望に応じて、市の行政情報および専門知識を有する職員を皆さんが主催する学習の場の講師として派遣（出前）します。

なお、ご利用方法は次のとおりです。ぜひご活用ください。

対 象▶市内に在住・在勤・在学する人で構成する10人以上の団体

日 時▶休日および祝日を除く午前9時から午後9時までの2時間以内

会 場▶市内（会場確保および準備は利用者が行ってください）

講師料▶無料（会場使用料などは除きます）

申込み▶利用予定日の1カ月前までに各担当課へ直接お申し込みください（担当課調整の結果、お受けできない場合もあります）。講座内容や申込書は市ホームページに掲載してあります。

詳しくは各講座の担当課へお問い合わせください。

平成26年度 安中市出前講座メニュー（平成26年4月1日現在）

講 座 名	担 当 課
選挙のはなし	困 法 制 課
情報公開のはなし	困 法 制 課
市のまちづくり	困 企 画 課
男女共同参画について	困 企 画 課
行政改革について	困 企 画 課
市の財政状況について	困 財 政 課
我が家の固定資産税は	困 税 務 課
国保税のしくみ	困 税 務 課
所得にかかる税金についての話	困 税 務 課
戸籍のはなし	困 市 民 課
国民健康保険のはなし	困 国 保 年 金 課
後期高齢者医療制度のはなし	困 国 保 年 金 課
知っておきたい国民年金	困 国 保 年 金 課
市の環境について	困 環 境 推 進 課
市の防犯について	困 安 全 安 心 課
市の防災について	困 安 全 安 心 課
交通安全講座	困 安 全 安 心 課
悪徳商法対策	困 安 全 安 心 課

講 座 名	担 当 課
障害者の福祉サービス	困 福 祉 課
やさしい手話	困 福 祉 課
乳幼児の健康管理	困 健 康 づ くり 課
介護保険のしくみ	困 介 護 高 齢 課
高齢者福祉サービスについて	困 介 護 高 齢 課
安中市の観光	困 商 工 観 光 課
水のはなし	困 上 水 道 工 務 課
環境にやさしい下水道	困 下 水 道 課
わたしたちの市議会	困 議 会 事 務 局
農業委員会について	困 農 業 委 員 会 事 務 局
やさしい人権学習	困 生 涯 学 習 課
生涯学習のまちづくり	困 生 涯 学 習 課
市の文化財について	文化財保護課(学習の森)
市内遺跡発掘調査について	文化財保護課(学習の森)
学習の森施設について	文化財保護課(学習の森)
安中市の歴史と人物について	文化財保護課(学習の森)
レクリエーション教室	困 体 育 課
マラソン・ウォーキング教室	困 耕 地 建 設 課

問合せ▶[困生涯学習課生涯学習係](#)（[☎内線2244](#)）

学習の森だより

No.98

『安中の1000年』

ふるさと人物伝⑱ 石川忠房 ただふさ

文化財活用係

石川左近将監忠房は、日本史上では、寛政5年（一七九三）に通商を求めて漂流民の大黒屋光太夫らを連れて根室を訪れたロシアのラクスマンとの交渉役（説諭使）として活躍したことで知られています。

しかし本市では、過重な伝馬役で疲弊していた安中宿の窮状を救った道中奉行として有名です。

安中宿は、元々土地を持たず、宿の北側は、上野尻村の土地を、南側は、下野尻村の土地を借りて人工的に作られた宿場で、板鼻宿や松井田宿から見れば小規模な宿場でした。中山道の宿場のお定め人馬は、人足50人、馬50疋と決められておりましたが、安中宿では、それだけの人馬が用意できず、半分の25人、25疋で伝馬役を勤めていました。

しかし安中宿が勤められない残りの半分は、助郷といって安中宿の周辺の村々が代わり勤めており、農繁期に大切な人手や農耕馬を徴発される村々の難儀は大変なもので、安中宿と助郷村々は、伝馬の負担割合を巡っ



平成25年度「文化財愛護ポスター」優秀作品(敬称略) 金井小夏(松井田南中2年)

て対立関係にありました。

ところが天明3年（一七八三）の浅間山噴火の際の拝借金を他宿並に安中宿がもらったことから裁判となり、結果農民側の勝訴となり安中宿は本来の50人50疋に戻されることになりました。安中宿では金銭で人足や馬を雇ってなんとか数を揃えていましたが、宿はさびれる一方でした。そこで安中宿では、時の道中奉行石川忠房に伝馬半減を訴えて、その願いが成就するよう石川忠房の生祠を建立して祀りました。石川忠房は、願いを聞き入れ今後25年間25人25疋を認めるのでその間に宿を再建するよう申し渡しました。以来安中宿では、石川忠房を宿を救った恩人として祀っています。また安中藩主である板倉勝明も「石川館駅史生祠之碑」を建て彼を讃えています。

石川忠房の生祠は、桐生や埼玉にもあり、三箇所も生祠を作られる人物もめずらしいでしょう（つづく）。



伝馬町公民館裏に建つ生祠の碑（市指定史跡）

学習の森 企画展予定

<p>7月</p>	<p>平成26年度学習の森ふるさと学習館夏季企画展 「古代碓氷の馬と牧」 7月19日(土)～9月15日(月・祝) 平成26年度の干支(午年)にちなんで市内で見えられた「馬」に関する古墳時代から古代碓氷郡地域を中心とした遺跡、遺構、遺物を紹介します。</p>
<p>8月</p>	<p>群馬県立土屋文明記念文学館 移動展「裏と八重の上州」8月～9月(予定) 群馬県立土屋文明記念文学館からパネルをお借りするほか、安中市内に残る裏にまつわる資料も合わせて展示します。</p>

企画展の内容につきましてはやむを得ず変更となる場合がございます。ご了承ください。

平成26年度安中市学習の森ふるさと学習館春季企画展
城絵図にみる上州の戦国時代
— 富原文庫所蔵城絵図の世界 —

6月16日(月)まで
時間▼午前9時～午後5時
(最終入館は午後4時30分)

場所▼学習の森 ふるさと学習館2階
観覧料▼大人・100円 高校生以下・無料
(常設展示観覧料込み)

富原文庫所蔵の貴重資料のほか、市内で確認されている安中城図が一堂に介した本企画展をぜひご覧ください。

問合せ▶
安中市学習の森 ふるさと学習館
Tel. 027-382-7622 Fax. 027-382-7623
Mail: furusato@des.city.annaka.gunma.jp



消防団ポンプ車が配車

3月19日(水)に、最新鋭の装備を備えた新しい消防団ポンプ車が、第2分団第4部(郷原地区)、第4分団第2部(鷺宮地区)に配車されました。市民の皆さんの身近な存在としてこれからも消防団の活躍を期待いたします。

たいとう学童クラブが完成

碓東小学校の東側に安中市たいとう学童クラブが完成し、3月28日(金)に落成式が行われ、多くの関係者が集まりました。落成式のあとは、地元の岩井獅子舞保存会が伝統的な獅子舞を披露し、会場を盛り上げました。



交通安全運動 街頭指導を実施

4月7日(月)に、春の全国交通安全運動にあわせ、安中警察署前と松井田バイパス入り口で街頭指導が行われました。安中市観光キャンペーンレディーや市のマスコットキャラクターのこうめちゃんも参加し、ドライバーに交通事故への注意喚起を行いました。





3月23日(日) モデル撮影会



3月22日(土) 秋間梅林ウォーク



3月23日(日) 野点

秋間梅林でイベントが開催

秋間梅林の開園に伴い、3月の週末などに梅の花の香りが漂うなか、さまざまなイベントが開催されました。各イベントとも晴天に恵まれ県内外から、子どもから大人まで多くの人でにぎわいました。



100歳おめでとうございます

中嶋フジさん（野殿）が100歳の誕生日を迎えられ、お祝い品が贈られました。これからもお元気にお過ごしください。

◎新築・増築家屋の調査について

市では、平成26年1月2日から平成27年1月1日までに新築・増築した家屋を対象に、来年1月下旬まで家屋調査を実施いたします。工事が完了した家屋の調査日について都合のよい日時をご連絡いただければ、日程を調整させていただきますのでお申し出ください。

※家屋を取り壊した場合は「除却届」が必要になりますので、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。(除却届は[☎]住民課でも申請できます)

問合せ▶[☎]困税務課固定資産税係(☎内線1070)

市民 information インフォメーション

市役所

〒379-0192 安中市安中一丁目23-13
☎382-1111 FAX381-0503

ホームページアドレス:
<http://www.city.annaka.gunma.jp>
メールアドレス:
kouhou@city.annaka.gunma.jp

◎木造住宅の耐震診断と耐震改修補助を行います

市では、安全まで安心して暮らせる震災に強いまちづくりを推進するため、個人の木造住宅を対象として、耐震診断を行います。

また、今年度から診断で耐震性が劣る建物と判定された場合には、耐震改修をする工事費などの補助を行います。

◎耐震診断補助

対象となる住宅▼

次の条件を全て満たした住宅

①昭和56年5月31日以前に着工した

一戸建て住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上の住宅)

◎耐震改修補助

対象となる住宅▼

耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満と診断された建物

※上部構造評点とは、建築物の構造の強さを示す指標の1つで、値が大きくなるほど地震に強く、1.0以上は、一応倒壊しない建物

対象工事▼上部構造評点を1.0以上にする耐震改修工事(平成27年1月30日(金)までに完了するもの)

申込みできる人▼市が実施する耐震診断を受けた人

補助金額▼改修工事(工事費および工事監理費)にかかる費用の2分の1以内(限度額80万円)

募集戸数▼3戸(受付順に選考)

申込み期限▼11月28日(金)

申込み・問合せ▶[☎]困建築住宅課指導係(☎内線1257)

※診断者の交通費は自己負担(一律1,000円)

※診断する建物の図面がない場合は自己負担別途10,000円

申込み期限▼11月28日(金)

申込み・問合せ▶[☎]困建築住宅課指導係(☎内線1257)

募集戸数▼3戸(受付順に選考)

申込み期限▼11月28日(金)

申込み・問合せ▶[☎]困建築住宅課指導係(☎内線1257)

◎介護予防一般公開セミナーのお知らせ

日時▼7月5日(土) 午後1時30分～3時30分

場所▼松井田文化会館 大ホール

内容▼「老後を安心して暮らすために」地域包括ケアシステムについて

誰もが安心して暮らしていけるまちづくりをめざして

講師▼認定NPO法人じゃんけんぼん 理事長 井上謙一先生

定員▼先着400人(入場無料)

申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

問合せ▶[☎]介護高齢課地域包括支援センター(☎内線1188)

警察官募集

群馬県警察では、次のとおり警察官を募集しています。

詳細は、群馬県警察ホームページ(<http://www.police.pref.gunma.jp/index.htm>)をご覧ください。

問合せ▶安中警察署(☎381-0110)または最寄の交番・駐在所にお問い合わせください。

試験区分	試験案内 配布開始	受験資格		受付期間	試験日	採用予定日
		生年月日	学歴など			
警察官A (男女) 第2回	7月1日 (火)	昭和56年 4月2日以 降に生まれ た人	次のいずれかに該当する人 (1) 学校教育法による大学(短期大学 を除く)を卒業した人または平成27 年3月31日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に掲げる人と同 等の資格があると認める人	8月1日～ 8月15日 ※インター ネット受付 は8月14日 まで	第1次 9月21日 第2次 10月中旬～ 10月下旬 第3次 11月下旬～ 12月上旬	平成27年 4月1日
警察官B (男女)		昭和56年 4月2日か ら平成9年 4月1日に 生まれた人	次のいずれにも該当しない人 (1) 学校教育法による大学(短期大学 を除く)を卒業した人又は平成27年 3月31日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に掲げる人と同 等の資格があると認める人			

行事カレンダー

6月1日→7月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
6月			7月					
1	日	●困市民課休日窓口 8:30~12:00 ●久保井戸浄水場一般開放 10:00~15:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	14	土	●染色講座 学習の森 10:00~12:00 ●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	1	火	
2	月	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	15	日	●困市民課休日窓口 8:30~12:00 ●安中市防災講演会 文化センター 14:00~15:30	2	水	
3	火	●第2回安中市議会定例会 開会(予定) 9:00~	16	月	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00~16:00	3	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
4	水	●体育施設利用者調整会議 (7~9月) 旧安中市屋外施設 ㊦ 18:30~ 旧松井田町屋内外施設 ㊦ 18:30~ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	17	火		4	金	
			18	水	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00~16:00	5	土	●写真取り込み講座 文化センター 9:00~16:00
			19	木	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00~16:00	6	日	●困市民課休日窓口 8:30~12:00 ●市民フリーブロー大会 松井田体育館 9:00~ ●写真取り込み講座 文化センター 9:00~16:00
20	金	●初心者パソコン講座 文化センター 13:00~16:00	7	月				
5	木	●第2回安中市議会定例会総務文教常任委員会(予定) 9:00~ ●体育施設利用者調整会議 (7~9月) 旧安中市屋内施設 ㊦ 18:30~ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	21	土	●おもしろ科学教室 「強力空気砲を作ろう」 文化センター 9:30~12:00 ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	8	火	
			22	日	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00 ●初夏の映画鑑賞会「かぐや姫の物語」 文化会館 11:00~・14:00~(開場各15分前)	9	水	●第36回少年の主張安中市大会 文化会館 14:00~
6	金	●第2回安中市議会定例会福祉民生常任委員会(予定) 9:00~ ●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	23	月		10	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
7	土	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	24	火		11	金	●夏の県民交通安全運動(~20日)
8	日	●初心者パソコン講座 文化センター 9:00~16:00	25	水	●第6回農業委員会総会 困 11:00~	12	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
9	月	●第2回安中市議会定例会経済建設常任委員会(予定) 9:00~	26	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	13	日	●クリス・ハート Tour 2014 ~ Song for You ~ 文化会館 17:00開場 18:00開演
10	火	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定) 9:00~	27	金				
11	水	●第2回安中市議会定例会 一般質問(予定) 9:00~	28	土	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30 ●図書読み聞かせ 文化センター 14:00~15:00	15	火	
12	木	●市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30						
13	金	●市民献血 困 10:00~12:00・13:00~15:30 ●第2回安中市議会定例会 閉会(予定) 9:00~	30	月				

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

※第2回安中市議会定例会一般質問は10日(火)に全質問が終了した場合、11日(水)は休会となります。

休館のご案内

恵みの湯	6/3・17 7/1・15	碓氷川熱帯植物園	6/3・10・17・24 7/1・8・15
峠の湯	※当分の間休業いたします。	スポーツセンター	(※は温水プールのみ休業です)
鉄道文化むら	6/3・10・17・24 7/1・8・15		6/2・9※・16・23※・30※
文化センター	(※は図書館のみ休館です)		7/7・14※
	6/3・10・17・24・30※	学習の森	6/3・10・17・24 7/1・8・15
	7/1・8・15	老人福祉センター	6/2・9・16・23・30 7/7・14
文化会館	6/2・9・16・23・30 7/7・14		

相談案内

6月1日→7月15日

行政相談

☎ 6/5・19 7/3 9時～12時
☎ 6/2 7/7 13時30分～16時

無料法律相談

☎ 6/6・20 7/4 13時～16時
※要電話予約 ☎法制課 (☎内線1043)

人権相談

☎・☎ 6/5 13時30分～16時

家庭児童相談

電話相談・面接相談 (☎子ども課)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 ☎子ども課 (☎382-8005)

健康相談

(生活習慣病・育児・栄養相談など)
☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
☎ 毎月第二金曜日 9時30分～11時30分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

妊婦健康相談 (母子手帳交付)

☎・☎ 月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
※要電話予約 ☎健康づくり課 (☎内線1174)

消費生活相談

消費生活センター (☎敷地内)
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時 (☎382-2228)

労働相談

☎ 第1・3火曜日 13時30分～16時
※要電話予約 ☎商工観光課 (☎内線2621)

無料税務相談

☎ 6/4・7/2 13時～16時
※要電話予約 ☎税務課 (☎内線1061)

障害者相談

知的・身体障害者相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～17時15分
精神障害者相談 (ヌアリーベ ☎380-5385)
月～土曜日 (祝日を除く) 10時～18時

青少年相談

電話相談・面接相談 (☎青少年センター)
月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時
※要電話予約 (☎393-4777)

介護相談

電話相談・面接相談 (☎・☎)
月～金曜日 (祝日を除く) 8時30分～16時
※要電話予約 ☎介護高齢課 (☎内線1189)
☎保健福祉課 (☎内線2155)

心配ごと相談

地域福祉支援センター
毎週木曜日 (祝日を除く) 9時～11時30分
☎ 第9会議室
毎週月曜日 (祝日を除く) 13時30分～16時

青色申告記帳相談

安中商工会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～12時
松井田商工会館
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～17時

交通事故相談

安中交通安全協会
月～金曜日 (祝日を除く) 9時～16時
※要電話予約 (☎382-0211)

健康通信

平成26年度 安中市各種検診のお知らせ

5月末頃、今年度の検診対象者全員にオレンジ色の封筒で「受診シール」を送付しています。希望の検診について、集団検診または個別検診のどちらかを選んで受診してください。受診の際は封筒に入っている「受診シール」が必ず必要となりますので、忘れずにお持ちください。詳細は、毎戸配布された「検診のしおり」をご覧ください。
問合せ▶☎健康づくり課 (☎内線1172)

本庁市民課 休日窓口開設日

6月1日・15日 7月6日

午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

給水管修理当番業者 (6月1日～7月15日)

上水道と簡易水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

6 月			7 月		
1日	L・S・W	16日	C・H・Q	1日	G・K・M
2日	T・V・Z	17日	I・O・W	2日	C・D・R
3日	U・X・Y	18日	F・P・Z	3日	E・N・W
4日	B・G・K	19日	L・S・U	4日	H・Q・Z
5日	D・J・R	20日	B・T・V	5日	I・O・U
6日	A・E・N	21日	J・X・Y	6日	B・F・P
7日	H・M・Q	22日	A・G・K	7日	J・L・S
8日	C・I・O	23日	D・M・R	8日	A・T・V
9日	F・P・W	24日	C・E・N	9日	M・X・Y
10日	L・S・Z	25日	H・Q・W	10日	C・G・K
11日	T・U・V	26日	I・O・Z	11日	D・R・W
12日	B・X・Y	27日	F・P・U	12日	E・N・Z
13日	G・J・K	28日	B・L・S	13日	H・U・Q
14日	A・D・R	29日	J・T・V	14日	B・I・O
15日	E・M・N	30日	A・X・Y	15日	F・J・P

	業 者 名	TEL		業 者 名	TEL
A	今川設備	382-9433	N	(有)武美工業	382-5061
B	(有)入沢電気商会	382-1609	O	(有)田中工作所	385-4126
C	碓氷設備(有)	381-2730	P	(株)半田組	385-8374
D	(有)内堀設備工事	393-0157	Q	(有)福美商事	381-0293
E	(有)金子屋商店	393-0332	R	(有)松本住設	385-6278
F	(有)黒須設備工業	381-1148	S	(株)茂木設備	381-6616
G	群栄工業(株)	393-1012	T	(有)山田タイル工業	381-0075
H	児玉工業(有)	393-3118	U	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
I	(有)佐藤商店	395-2323	V	(株)ユタカ	385-7647
J	佐藤燃料(株)	381-1111	W	オオカワラ住器	382-1987
K	(有)渋谷設備	381-1262	X	反町備工	384-2058
L	(有)ジーワイ燃設	382-2891	Y	第一設備工業(有)	385-8769
M	(有)須藤工業	381-2322	Z	(株)フェニックス	382-5262

LIVE

クリス・ハート Tour 2014 ～ Song for You ～



2009年来日し、Youtubeの動画をきっかけに、日本テレビ「のどじまんザ!ワールド」へ出演して優勝を飾る。ハートフルな歌声と抜群の歌唱力で話題となり、2013年メジャーデビュー。その後、わずか8カ月で第64回NHK紅白歌合戦に初出場を果たす。

皆さんもクリス・ハートの素敵な歌声に酔いしれてみませんか?ぜひ、お出かけください。

日時▶7月13日(日) 午後6時開演(午後5時開場)

場所▶安中市松井田文化会館 大ホール

チケット▶(全席指定) 前売券6,000円(税込)
(当日券は500円増)

※3歳以上有料(2歳以下入場不可)。

※松井田文化会館窓口にて、チケット好評発売中。

※お一人様3枚まで。

※前売りで完売した場合は、当日券はございません。

※F Cなどの先行予約席あり。

主催・問合せ▶安中市松井田文化会館 (☎393-4400)

企画▶NEW WORLD PRODUCTIONS INC.

制作▶little oasis 後援▶UNIVERSAL MUSIC

協賛▶LIVE DAM

OPEN

磯部築の季節になりました



磯部築は市観光協会の観光築で、アカシアの緑陰で築場を眺めながら鮎の活魚料理を手ごろな料金でお楽しみいただけます。今年は、開業50周年記念メニューを用意しています。ぜひお越しください。

営業期間▶6月21日(土)から9月16日(火)まで(期間中は無休)

営業時間▶

平日	午前11時～午後5時
土・日・祝	午前11時～午後6時
8月13～16日	午前11時～午後9時

(午後5時以降のご予約については相談可)

問合せ▶磯部築 (☎385-6959)

安中市観光協会 (☎385-6555)



東日本大震災に関する義援金について

義援金の受付は、平成27年3月31日まで延長されました。皆様からの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、今後とも引き続きご協力をよろしくお願いたします。

受け付けた義援金は、日本赤十字社を通じて被災地に送金されます。

問合せ▶困福祉課社会福祉係(☎内線1152) 困保健福祉課福祉子ども係(☎内線2157)

こちらをご覧ください 日本赤十字社ホームページ <http://www.jrc.or.jp/index.html>

市長対話の日中止のお知らせ

『市長対話の日』について、中止させていただき、今後、新たに市民の皆様のご意見をうかがう機会を検討していくことになりました。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

人口と世帯

	日本人住民		外国人住民		合計
	男	女	男	女	
安中地域	22,847	23,512	126	201	合計 61,413人
松井田地域	7,128	7,497	44	58	世帯数 24,493
合計	29,975	31,009	170	259	(平成26年4月末日現在)